
令和 6 年 第 2 回 芦屋町議会定例会会議録 (第 3 日)

令和 6 年 6 月 1 7 日 (月曜日)

議 事 日 程 (3)

令和 6 年 6 月 17 日 午前 10 時 00 分開会

- 日程第 1 議案第 38 号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 2 議案第 39 号 芦屋町地方創生推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第 40 号 芦屋町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 41 号 芦屋町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 42 号 町道路線の廃止について
- 第 6 議案第 43 号 町道路線の認定について
- 第 7 議案第 44 号 令和 6 年度芦屋町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 第 8 議案第 45 号 令和 6 年度芦屋町給食センター特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 9 議案第 46 号 令和 6 年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 10 議案第 47 号 令和 6 年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 11 議案第 48 号 タウンバス車両購入契約の締結について
- 第 12 承認第 2 号 専決処分事項の承認について
- 第 13 承認第 3 号 専決処分事項の承認について
-
-

【 出 席 議 員 】 (12 名)

1 番 中西 智昭	2 番 田中 太	3 番 香田 一之	4 番 長島 毅
5 番 萩原 洋子	6 番 本田 浩	7 番 松岡 泉	8 番 貝掛 俊之
9 番 妹川 征男	10 番 辻本 一夫	11 番 川上 誠一	12 番 内海 猛年

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 岡本 賢治 書記 山城 朋美

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三桝賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	佐竹 功
企画政策課長	本郷宣昭	芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	池上亮吉
都市整備課長	小田武文	税務課長	水摩秀徳	環境住宅課長	新開晴浩
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	塩田健司
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	事業課長	横田和雄

【 傍 聴 者 数 】 4名

午前 10 時 00 分開会

○議長 内海 猛年君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。それでは直ちに本日の会議を開きます。

○議長 内海 猛年君

お諮りします。日程第 1、議案第 38 号から日程第 13、承認第 3 号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。

○総務財政常任委員長 本田 浩君

皆様おはようございます。

報告第 8 号、令和 6 年 6 月 13 日芦屋町議会議長、内海猛年殿、総務財政常任委員会委員長、本田浩。

総務財政常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告をします。

議案第 38 号、満場一致、原案可決。

議案第 39 号、満場一致、原案可決。

議案第 42 号、満場一致、原案可決。

議案第 43 号、満場一致、原案可決。

議案第 44 号、満場一致、原案可決。

議案第 46 号、満場一致、原案可決。

議案第 47 号、満場一致、原案可決。

承認第 2 号、満場一致、承認。

承認第 3 号、満場一致、承認。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

次に、民生文教委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教委員長。

○民生文教常任委員長 萩原 洋子君

報告第9号、芦屋町議会議長、内海猛年殿、民生文教常任委員会委員長、萩原洋子。

民生文教常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第40号、満場一致、原案可決。

議案第41号、満場一致、原案可決。

議案第44号、満場一致、原案可決。

議案第45号、満場一致、原案可決。

議案第48号、満場一致、原案可決。

以上で報告を終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で報告は終わりました。

なお、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長より、閉会中の継続調査申出書が提出されておりますので、別紙のとおり報告いたします。

ただいまからそれぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、総務財政委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、民生文教委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論及び採決を行います。

まず日程第1、議案第38号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第1、議案第38号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第３８号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第２、議案第３９号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第２、議案第３９号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第３９号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第３、議案第４０号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第３、議案第４０号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第４０号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第４、議案第４１号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第４、議案第４１号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第４１号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第5、議案第42号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第5、議案第42号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第42号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第6、議案第43号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第6、議案第43号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第43号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第7、議案第44号の討論を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

11番、川上です。議案第44号、芦屋町一般会計補正予算第1号について賛成の立場から討論を行います。私は議員になって毎回一般質問を行い、住民の皆さんの声を代弁してまいりました。その中で問題点を指摘して正し、どうすべきか対案を示すなどしてきました。私は町政に対しては是々非々の立場で判断してきました。

まず、指摘しておきたいのは定額減税補足給付金として計上されている1億2,600万円の問題です。政府が今月から実施する定額減税で自治体や企業が膨大な負担に悲鳴を上げています。給与明細への減税額記載の義務付けだけではなく、減税と給付金が一体となっている上、1人4万円の減税の内訳が、所得税と住民税に分かれているなど仕組みが非常に複雑なためです。政権浮揚のために始めた制度の矛盾が噴き出しています。国民に一律4万円を給付すれば、はるかにシンプルで今年初めには実施できるものでした。時事通信の世論調査では、65%の方が定額減

税を物価対策として効果がないと答えています。そして何よりも物価高騰対策というのなら、消費税減税と低所得者への手厚い支援こそが必要であることを指摘しておきます。

最後に賛成をする理由を挙げます。令和6年9月からの給食費無償化実施のため、給食センター特別会計の繰出金を1,424万円増額している点です。芦屋町では県内でも先駆けて学校給食の半額補助を行っていますが、今回、全無償化に踏み切ったことは画期的なことであり大変評価するものです。芦屋町では18歳までの子ども医療費の完全無料化を行っており、今回の学校給食の無償化により子供たちの健やかな成長を保障し、安心して産み育てることの環境を実現するものです。関係各課の努力と町長の決断に敬意を表するものです。そもそも子ども医療費、学校給食については国が責任を持つものです。特に給食費については憲法第26条2項にのっとり、国が支援すべきものです。住民と議会、自治体が力を合わせ実現させることが求められています。

以上のことから、議案第44号の賛成討論といたします。

○議長 内海 猛年君

ほかにありませんか。（「今、44号？」と呼ぶ者あり）44号の討論です。

ほかにありませんか。本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

議案第44号について賛成の立場で討論させていただきます。今回の補正予算の中には町民を安心させる項目がたくさん入っているなど、また実感をいたしております。

目を引くものとしましては空家対策費。こちらについては町民の方から「空き家のところが非常に風で飛ばされそうだ。」ということで非常に不安をお持ちの方々の声を幾つもお聞きしておりました。そこが晴れて今回、行政の代執行が行われるということを今回のこの予算の中でお聞きしております。また給食費は先ほど川上議員がおっしゃられたとおり、私も保護者の方々の喜ぶ顔がとても見える施策だと思っております。

最後に総合グラウンドの整備なんですけれども、こちらについては高齢者の方々からグラウンドゴルフの際になかなかグラウンドの整備が行き届いてなくて、球が真っすぐ転がないというようなこともお聞きしておりましたので、今回のことによってこの町民の方々の悩みも解消されるのではないかなというふうに思っております。そういった意味から、この予算の中には町民の方々がたくさん喜ばれる項目が入ってるなということを感じまして、賛成といたします。

以上です。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第7、議案第44号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第44号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第8、議案第45号の討論を許します。妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

9番、妹川です。議案第45号、令和6年度芦屋町給食センター特別会計補正予算案に賛成し、討論に参加します。この議案は小学校・中学校の給食費完全無償化のため、2学期より保護者負担をゼロ円にするために、一般会計1,424万1,000円の必要経費を給食センター会計に繰り入れるものです。給食費完全無償化は保護者の経済的負担を軽減し、また子育て支援及び少子化対策にもつながるのではないかと考えます。憲法、教育基本法には、義務教育費は無償とするという条文がありますが、芦屋町議会においてもその理念に基づき、給食費完全無償化を提言してきたものとして、保護者の皆さんと共に喜びを分かち合いたいと思います。この無償化は令和8年までという期限付きですが、引き続き継続してほしいものです。

また、学習ドリルなどの副教材は授業に欠かせないものでありますが、保護者負担とするのは、義務教育は無償とするという理念に合致していないのではないのでしょうか。義務教育完全無償化を果たすためにも、芦屋町教育行政として福岡県下におけるトップランナーを目指すためにも、副教材の公費負担を検討していただきたいと思います。

今回の給食費完全無償化の議案は、義務教育完全無償化の第一歩として大いに評価し賛成いたします。

以上です。

○議長 内海 猛年君

ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第8、議案第45号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第４５号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第９、議案第４６号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第９、議案第４６号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第４６号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第１０、議案第４７号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第１０、議案第４７号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第４７号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第１１、議案第４８号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第１１、議案第４８号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第４８号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第１２、承認第２号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第１２、承認第２号について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、承認第２号は承認することに決定いたしました。

次に日程第１３、承認第３号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第１３、承認第３号について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、承認第３号は承認することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の調査について、それぞれ再付託の申出があります。つきましては、これを申出のとおり、再付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で討論及び採決を終わります。

_____ . _____ . _____

○議長 内海 猛年君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、併せて令和６年第２回芦屋町議会定例会を閉会いたします。

長い期間の御審議お疲れさまでした。

午前 10 時 19 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員